

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、株主、顧客、社会各層からの幅広い信頼と期待にこたえるため、コーポレート・ガバナンスの充実が重要と考えています。そのため、以下の基本的な考えに基づき各施策を遂行しています。

- (1) 経営の健全性・透明性を確保
- (2) 法令の遵守
- (3) 意思決定プロセスの明確化
- (4) 業務執行の適切化
- (5) 適時適切な情報開示
- (6) グループ全体のリスクマネジメント

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則のすべてを実施しております。

### 2. 資本構成

|           |            |
|-----------|------------|
| 外国人株式保有比率 | 20%以上30%未満 |
|-----------|------------|

### 【大株主の状況】

| 氏名又は名称   | 所有株式数(株)  | 割合(%) |
|--|-----------|-------|
| 東海エンジニアリング株式会社   | 4,267,600 | 19.09 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)  | 2,661,500 | 11.90 |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)  | 1,326,700 | 5.93  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)  | 951,900   | 4.25  |
| 株式会社藤商事  | 940,000   | 4.20  |
| UBS SECURITIES LLC-HFS CUSTOMER SEGREGATED ACCOUNT                     | 791,600   | 3.54  |
| 内海 倫江  | 680,000   | 3.04  |
| 渡辺 恭江  | 680,000   | 3.04  |
| BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS | 605,000   | 2.70  |
| THE BANK OF NEW YORK MELLON 140030                                     | 586,000   | 2.62  |

|                 |    |
|-----------------|----|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | —— |
|-----------------|----|

|        |    |
|--------|----|
| 親会社の有無 | なし |
|--------|----|

補足説明

### 3. 企業属性

|             |           |
|-------------|-----------|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 JASDAQ |
|-------------|-----------|

|     |    |
|-----|----|
| 決算期 | 3月 |
|-----|----|

|    |      |
|----|------|
| 業種 | 電気機器 |
|----|------|

|  |               |
|--|---------------|
|  | 500人以上1000人未満 |
|--|---------------|

|                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 |                 |
| 直前事業年度における(連結)売上高   | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数   | 10社未満           |

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

---

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

|      |         |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

#### 【取締役関係】

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数             | 8名     |
| 定款上の取締役の任期             | 1年     |
| 取締役会の議長                | 社長     |
| 取締役の人数                 | 7名     |
| 社外取締役の選任状況             | 選任している |
| 社外取締役の人数               | 1名     |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 1名     |

#### 会社との関係(1)

| 氏名   | 属性       | 会社との関係(※) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |  |
|------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|--|
|      |          | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |  |  |
| 宮田 豊 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |  |

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

#### 会社との関係(2)

| 氏名   | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由  |
|------|------|--------------|--|
| 宮田 豊 | ○    | —            | <p>税理士としての経験・識見が豊富であり、経営に的確な助言を頂ける方であるとともに、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化と、取締役会の透明性及び監督機能を高めていただけるものと判断したため</p> <p>上場管理等に関するガイドライン(3 5.(3)の2)の何れにも該当しないため</p> |

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |
|----------------------------|----|

#### 【監査役関係】

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|

|            |        |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役員数  | 4名     |
| 監査役員数      | 3名     |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、必要に応じて、会計監査人が実施する、当社および子会社の会計監査業務に立ち会っています。  
また、会計監査人は、全ての監査業務終了後に、決算業務の総評を監査役に報告しています。

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 社外監査役員の選任状況            | 選任している |
| 社外監査役員数                | 2名     |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 2名     |

会社との関係(1)

| 氏名   | 属性  | 会社との関係(※) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|------|-----|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|      |     | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 桂川 明 | 税理士 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 岡島 章 | 弁護士 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

| 氏名   | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由  |
|------|------|--------------|--|
| 桂川 明 | ○    | ——           | 税理士としての専門性、国税局での勤務経験等の長年にわたる実績を含め、人格、識見共に高く、経営に対する中立的・客観的な監視が期待できます。<br><br>上場管理等に関するガイドライン(3 5.(3)の2)の何れにも該当しないため |
| 岡島 章 | ○    | ——           | 弁護士としての専門知識・経験等を当社監査体制の一層の強化に活かしていただきたいため<br><br>上場管理等に関するガイドライン(3 5.(3)の2)の何れにも該当しないため                            |

【独立役員関係】

|        |    |
|--------|----|
| 独立役員員数 | 3名 |
|--------|----|

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

### 【総額】

付与時における、当社の経営環境、株価等を総合的に勘案し、決定します。

### 【個々の支給水準】

各取締役の役位、実績、業績向上への貢献度を総合的に勘案して決定します。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

企業の成長は、一部経営幹部の働きのみではなく、グループ全体の従業員の働きにより達成できるものと考えています。  
また、監査役の適正な監査により、健全な経営と社会的信頼をともなった成長につながるものと考えています。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成27年3月期における報酬につきましては、次のとおりです。  
取締役報酬 116,849千円

報酬の額又はその算定方法の決定方  
針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び監査役をサポートする専任のスタッフはいませんが、常勤監査役や人事総務部門を中心に、必要な資料・情報提供、その他必要なサポートを行っています。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- ・取締役会  
月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて開催し、グループ経営全般に係る案件について付議・報告を行っています。  
いずれの会議にも、監査役が出席します。
- ・経営会議  
取締役、執行役員、監査役で構成する会議を週1回開催し、経営計画の進捗状況の確認と経営課題の協議を行っています。
- ・会計監査人  
会計監査人は、あずさ監査法人です。宮本正司公認会計士及び山田昌紀公認会計士が監査業務を行っています。  
当該監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士6名、その他6名です。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を採用している理由としましては、事業内容及び会社規模等に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えているためであります。



### Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

|                 | 補足説明   |
|-----------------|--|
| 株主総会招集通知の早期発送   | 法定期日より早期発送できるよう努めております。<br>第44回定時株主総会(2015年6月23日開催)に係る召集通知は、法定期日より2営業日早期発送致しました。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 毎年、株主総会の集中日を避けて、株主総会を設定しています。  |

#### 2. IRに関する活動状況

|                         | 補足説明                                     | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|--|---------------|
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催       | 年1回開催しております。                             | あり            |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 年1回開催しております。                             | あり            |
| IR資料のホームページ掲載           | 各種報告書、決算説明資料及び、会社説明会資料等をホームページへ掲載しております。 |               |
| IRに関する部署(担当者)の設置        | 人事総務部                                    |               |

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

|                  | 補足説明   |
|------------------|--|
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 「ISO14001」を取得し、環境保全活動を推進しております。<br>また、「プライバシーマーク」を取得し、個人情報保護活動を推進しております。 |

## 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 役員及び従業員は、社員就業規則に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める。
- (2) 事業活動における法令・社内規程等の遵守を確保するために、コンプライアンス規程を策定しコンプライアンス担当役員を置く。
- (3) 当社の事業に適用される法令等を識別し、法的要求事項を遵守する基盤を整備するとともに、随時、教育や啓発を行う。
- (4) 社長直轄の内部監査担当部門は、コンプライアンスの遵守状況を監査し、取締役会に報告する。
- (5) 法令・定款・社内規程等の違反行為を未然に防止するために内部通報制度を導入し、違反行為が発生した場合には、迅速に情報を把握し、その対処に努める。
- (6) 反社会的勢力及び団体を断固として排除・遮断することとし、総務担当部門が警察等の外部専門機関と緊密に連携を持ちながら対応していく。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・「取締役会」、「経営会議」、その他の重要な会議における意思決定に係る情報、代表取締役社長、執行役員その他の重要な決裁に係る情報ならびに財務、その他の管理業務、リスク及びコンプライアンスに関する情報について、法令・定款及び社内規程等に基づき、保存・管理する。

3. 損失の危険の職務管理に関する規程その他の体制

・リスク管理規程に基づき、リスクの発生防止と発生したリスクに対しての適切な対応を行う事により、会社損失の最小化をはかる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 迅速で効率性の高い企業経営を実現するために執行役員制度を導入し、意思決定・監督機能を担う取締役と業務執行機能を担う執行役員の役割を分離する。
- (2) 取締役会規程を定め、原則月1回開催される取締役会において、経営に関する重要事項について、関係法規、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき決定を行うとともに、定期的に職務の執行状況等について報告する。
- (3) 業務執行に当たっては業務分掌規程、職務権限規程において責任と権限を定める。
- (4) 重要な業務遂行については、多面的な検討を行うために取締役と執行役員をメンバーとする経営会議において審議する。

5. 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団(以下「当社グループ」という)における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、法第589条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者(ハ及びニにおいて「取締役等」という。)の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- (1) 当社は子会社に、当社が定める関係会社管理規程に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、月次の予実管理表、四半期毎の決算資料及び必要に応じて関係資料等の提出を求める。
- (2) 当社は子会社に、当社の取締役が参加する取締役会を原則四半期毎に開催し、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社に報告することを求める。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は子会社に、当社のリスク管理規程に基づき、リスクの発生防止と発生したリスクに対しての適切な対応を行う事により、会社損失の最小化をはかるよう求める。
- (2) 当社は子会社に、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の子会社を管理する担当部門へ報告する体制を構築するよう求める。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、子会社経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社に基本方針及び業務遂行に必要なルールの策定を求める。
- (2) 当社は、原則四半期毎に開催される、当社の取締役が参加する取締役会において、経営に関する重要事項について、関係法規、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき決定を行うとともに、定期的に職務の執行状況等について報告することを求める。

ニ. 子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は子会社に、その取締役等及び従業員が子会社の策定した基本方針に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める体制の構築を求める。
- (2) 当社は子会社に、コンプライアンスの遵守状況及び内部統制システムの整備・運用状況を確認するために、当社の監査役及び内部監査担当部門による評価を求める。
- (3) 当社は子会社に、法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正をはかるために社内通報窓口制度を導入し利用する事を求める。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

・監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査補助スタッフを置く。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査補助スタッフは、監査役の指揮命令に服する。
- (2) 監査補助スタッフの人事権に係る事項の決定には、監査役会の事前の同意を必要とする。

8. 監査役がその職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

・取締役と従業員は、監査役の職務を補助すべき監査補助スタッフの業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

9. 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

イ. 当社の取締役及び従業員が当社の監査役に報告するための体制

- (1) 取締役、執行役員及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生したときには、直ちに監査役及び監査役会に報告する。
- (2) 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、重要な会議に出席する。
- (3) 監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役、執行役員または従業員にその説明を求めることができる。

ロ. 当社の子会社の取締役、監査役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者(この

項目において「取締役等」という。)及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- (1) 子会社の取締役等及び従業員は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- (2) 子会社の取締役等及び従業員は、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の子会社を管理する担当部門へ報告を行い、担当部門は監査役に報告する。
- (3) 当社の子会社を管理する部門及び内部監査担当部門は、定期的に当社の監査役に対し、子会社における内部統制監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。

10. 当社の監査役への報告をした者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・当社は、当社の監査役への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止することを内部通報制度運用規程に明記する。

11. 当社の監査役職務の執行について生じる費用の前払い等の処理に係る方針に関する事項

- ・当社の監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、経理担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

12. その他の当社の監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・代表取締役と監査役との間で定期的な意見交換会を開催する。
- ・監査役からの求めに応じ、監査役と会計監査人及び内部監査担当部門との間で連絡会を開催するほか、各種会議への監査役の出席を確保するなど、監査役職務の監査が実効的に行われるための体制を整備する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力に向けた基本的な考え方

- ・会社が反社会的勢力に利益を供与することはもちろん、反社会的勢力と関わることも、いかなる形であっても、あってはならない。
- ・当社社員(当社で働くすべての人)は社会正義を貫徹し、顧客、市場、社会からの信頼を勝ち得るべく、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく、排除する姿勢を示さなければならない。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- ・反社会的勢力に対処するために、コンプライアンス規程及び反社会的勢力対応規程にその旨を記述し、コンプライアンス担当役員のもと、全社一丸となって対処するよう周知・徹底を図る。組織的には、コンプライアンス担当役員、総務担当部門長、法務担当部門長、顧問弁護士が中心となり、警察等外部組織の指導を仰ぎ対応する。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項